平成 30 年３月 16 日

平成 30 年第 1 回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企　　業　　庁

目　　次

ページ

Ⅰ　水道料金減免申請の未処理について　----------1

Ⅰ　水道料金減免申請の未処理について

１　概要

茅ケ崎水道営業所で平成 26 年度に受け付けた水道料金減免申請のうち、34 件が未処理であることが判明した。

なお、茅ケ崎水道営業所を含む全水道営業所（10 所）において、平成 26 年度から現在までの申請案件を全てチェックし、他には未処理案件がないことを確認した。

【未処理 34 件の内訳件数及び減免相当額】

減免適用要件が確認されたもの　25 件　410,077 円

減免適用要件を精査すべきもの（書類不備等）　4 件　104,244 円※

（※104,244 円は減免適用が確認された場合の最大額）

減免適用のないことが確認されたもの　5 件

２　発覚の経緯

平成 30 年２月 23 日（金）に、茅ケ崎水道営業所職員が事務の参考にするため平成 26 年度処理済みの文書保存箱を確認したところ、未処理と思われる水道料金減免申請書が入っており、不審に思って上司に報告したことから発覚した。

３　原因

文書収受、業務進捗管理、文書保管及び年度超え文書引継ぎの各ルールが徹底されていなかったため。

４　申請者への対応状況

(1) 申請者への謝罪と説明。

(2) 減免適用要件有無や適用期間の確認。

(3) 減免が適用される方には、速やかに減免相当額に利息相当額を加算して返還予定。

５　再発防止

文書収受、業務進捗管理、文書保管及び年度超え文書引継ぎの各ルールを徹底するとともに、水道料金関係業務の抜本的見直しを行い、再発防止を図る。

茅ケ崎水道営業所の減免未処理内訳

2018/3/15 現在

表１

申請理由	件数
身体障害者	13件
知的障害者	2件
精神障害者	2件
重複障害者	4件
児童扶養手当	12件
遺族基礎年金	1件
計	34件

表２

適用資格	件数	減免相当額
確定分	25件	410,077円
確認中	4件	104,244円
資格なし	5件	0円
計	34件	514,321円

表３

項番	適用資格	申請理由	減免相当額	申請日
1	○	児童扶養手当	26,061円	H26.11.6
2	○	児童扶養手当	26,061円	H26.11.6
3	○	児童扶養手当	7,665円	H27.3.25
4	○	児童扶養手当	16,863円	H26.11.9
5	○	児童扶養手当	13,797円	H26.10.29
6	○	児童扶養手当	7,665円	H26.10.30
7	○	児童扶養手当	13,797円	H26.10.28
8	○	児童扶養手当	9,198円	H26.11.9
9	○	児童扶養手当	17,246円	H26.11.11
10	○	児童扶養手当	9,198円	H26.10.28
11	○	児童扶養手当	9,198円	H26.10.23
12	○	知的障害者	26,061円	H26.11.5
13	○	知的障害者	26,061円	未記入
14	○	身体障害者	26,061円	H26.10.17
15	○	身体障害者	6,132円	H26.10.16
16	○	身体障害者	26,061円	H26.10.20
17	○	身体障害者	26,061円	H26.10.15
18	○	身体障害者	26,061円	H26.10.31
19	○	身体障害者	1,533円	H26.11.17
20	○	身体障害者	19,929円	H26.10.30
21	○	身体障害者	3,066円	H26.10.17
22	○	身体障害者	26,061円	H26.10.18
23	○	身体障害者	10,731円	H26.10.29
24	○	身体障害者	10,731円	H26.10.26
25	○	重複障害者	18,779円	H26.10.21
26	確認中	身体障害者	26,061円	H26.10.15
27	確認中	重複障害者	26,061円	H26.11.11
28	確認中	身体障害者	26,061円	H26.10.16
29	確認中	児童扶養手当	26,061円	H27.3.19
30	×	重複障害者	0円	H26.10.16
31	×	重複障害者	0円	H26.10.15
32	×	遺族基礎年金	0円	H26.10.21
33	×	精神障害者	0円	H26.10.16
34	×	精神障害者	0円	H26.11.10
合計			514,321円	